

分類コード	X-1-1-1-07
保存期間	1年（令和4年12月31日まで）

秋本生企第626号 地第148号

人安第744号

令和3年9月3日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

令和3年全国地域安全運動の実施について（通達）

全国における昨年の刑法犯認知件数は約61万4,000件と戦後最少を更新するなど減少傾向が続く一方で、ストーカー事案等の認知件数が高水準で推移しているほか、児童が被害者となる痛ましい事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たない状況にある。

本県においても、昨年の特殊詐欺の認知件数は41件と2年連続で増加し、被害総額はいまだ1億円に迫るなど、治安情勢は依然として厳しい状況にある。また、少子高齢化の進展、世帯規模の縮小、地域との関わりの希薄化、「新しい生活様式」の定着に伴う社会の変化といった各種の情勢変化により、社会の安全・安心に寄与してきた様々なシステムを従来と同様に維持し、また、機能させることができなくなっている。

このような情勢の下、県民が安全・安心を実感できる社会を実現するためには、地域住民や事業者、自治体、防犯協会、防犯ボランティア団体等が行う自主防犯活動を促進して犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を定着させることが必要である。また、登下校時の子供の安全を確保するため、政府において平成30年6月に策定された「登下校防犯プラン」、特殊詐欺等から高齢者を守るために令和元年6月に策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」、性犯罪・性暴力を根絶するために令和2年6月に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」等に基づく各種対策について、関係機関・団体と連携しながら、積極的に推進していくことが求められている。

そこで、みだしの運動を下記のとおり実施することとしたので、各所属においては、管内の犯罪情勢を見据えた地域の安全・安心のための各種対策を効果的に推進されたい。

記

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互の連携を一層緊密にすることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

令和3年10月11日（月）から同月20日（水）までの10日間

3 主催

公益社団法人秋田県防犯協会連合会及び秋田県警察

4 運動重点

(1) 全国重点（別添「令和3年全国地域安全運動全国重点推進事項」参照）

ア 子供と女性の犯罪被害防止

子供と女性を狙った犯罪の認知件数については、依然として高い水準にある。子供や女性を狙った犯罪は、ひとたび発生すれば被害者や家族の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、地域社会に著しい不安を生じさせる。

子供と女性の犯罪被害の防止は警察のみで達成できるものではなく、地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等と連携した取組が重要であり、これらの連携を更に強化する必要がある。

イ 特殊詐欺の被害防止

昨年の全国における特殊詐欺の認知件数は1万3,550件、被害総額は約285.2億円となるなど、依然として深刻な状況が続いている。

そのため、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、多種多様な媒体を活用し、国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう防犯指導・広報啓発活動を行うなど、被害防止対策を更に推進する必要がある。

(2) 秋田県の重点

全国重点と同様とする。

5 実施上の留意事項

運動を盛り上げてその目的を達成するため、以下の事項に留意しつつ、管内実態に即した効果的な取組を推進すること。

(1) 関係機関・団体等と連携した安全・安心なまちづくりの推進

本県では、安全・安心まちづくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心まちづくりを行う意欲を高めるため、「秋田県安全・安心まちづくり条例」（平成16年秋田県条例第19号）において、10月11日を「安全・安心まちづくりの日」と定めて啓発活動を行っていることから、自治体、教育委員会・学校、防犯ボランティア団体、その他の関係機関等と緊密に連携し、県民の防犯意識の高揚に努めること。

(2) 地域安全活動への参加促進

高齢化等によるリーダー的人物の引退、メンバー不足等の要因により、ここ数年、防犯ボランティア団体の数と構成員が当県を含めて全国的に減少傾向にあり、このままでは、これまで培われてきた貴重な経験が失われるばかりでなく、地域の治安情勢に影響を与えることにもつながりかねない。このことを踏まえ、地域安全活動の具体的な実施内容に関し、防犯ボランティア団体、防犯設備士等から意見を求め、地域住民が広く参加しやすいような創意工夫を凝らした諸活動を展開すること。特に大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体に対しては、企画段階から積極的な参画を呼び掛けるなど、活動の活性化と参加促進を図ること。さらに、インターネット上における安全・安心を確保するため、サイバー防犯ボランティアとの連携にも配意すること。

(3) 積極的な広報

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体等を明示して地域安全活動の具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と地域安全活動の周知を図るとともに、防犯ボランティア団体の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進に努めること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の状況に応じた地域安全活動の推進

本運動における各種地域安全活動については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施方法及び参加人員を検討するなど、関係機関・団体等を含めた参加者の感染防止対策に十分配意した上で推進すること。

(5) 受傷事故防止の徹底

防犯ボランティア団体等が街頭において地域安全活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、地域安全活動中であることを明示させるほか、夜間の活動における照明器具、反射材等の携行について事前に教養するなど、受傷事故防止に十分配意させること。

6 報告

各警察署においては、次に掲げる事項について、それぞれ生活安全部生活安全企画課長を経由して報告すること。

(1) 活動実施計画

ア 様式

別記様式1（令和3年全国地域安全運動実施計画報告書）

イ 報告期限

9月24日（金）

(2) 実施結果

ア 様式

別記様式2（令和3年全国地域安全運動実施結果報告書）

イ 報告期限

10月28日（木）

別添

令和3年全国地域安全運動全国重点推進事項

1 子供と女性の犯罪被害防止

(1) 不審者情報等の早期通報の呼び掛けと効果的な情報発信

ア 早期通報の呼び掛け

声掛けやつきまとい等の子供や女性が被害者となる犯罪の前兆事案の情報が潜在化することがないよう、教育委員会、学校、事業者等と緊密な連携を図るとともに、子供、女性、保護者、防犯ボランティア団体、地域住民、事業者等に対し、防犯教室や各種会議等のあらゆる機会を通じ、通報要領や通報上のポイントを教示するとともに、早期通報を呼び掛ける。

イ 効果的な情報発信

把握した情報は的確な分析を行い、警察の関係部門間のほか、教育委員会・学校との間で情報共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配意した上で、地域住民、防犯ボランティア団体、放課後児童クラブ・放課後子供教室、事業者、保護者等に対し、各種広報媒体を活用し、タイムリーに情報発信する。また、情報発信に当たっては、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、発生場所・被害態様に関し、見守りの配置や登下校、通勤ルートの変更等に直接役立つような粒度の高い情報、保護者や女性等が取り得る防犯対策等、受信者側の対応に資する情報も併せて発信する。

ウ 措置を講じた事案に関する適切な情報発信

地域住民等に情報発信した事案について、検挙等の措置を講じた場合は、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配意し、適切に情報発信する。

(2) 関係機関・団体等との連携

ア 「地域の連携の場」への参画と情報共有

教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、防犯ボランティア団体、自治会等が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」に参画し、必要な助言を行うとともに、情報共有を図る。

イ 防犯ボランティア活動の活性化に向けた支援

防犯ボランティアによる通学路等の防犯パトロール、子供の見守り活動等に対する理解と協力を深めるため、防犯活動アドバイザー等と連携し、防犯ボランティアと地域住民との交流の場や活動内容を発表できる機会を設けるなどの支援を行うほか、積極的な表彰により、防犯ボランティアの活動意欲の向上と活動の活性化を図る。

ウ 「ながら見守り」等の推進

見守りの担い手の裾野拡大のため、ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動の中で、気軽に実施できる「ながら見守り」等を広く推奨し、地域における防犯活動の基盤の充実を図る。また、これら活動の周知、情報発

信に努め、地域における更なる理解や協力が得られるよう支援する。

エ 危険箇所等の点検及び改善

声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所、見通しの悪い道路、公園、駐車（輪）場、人や車の通りが少ない場所等について、教育委員会・学校、自治体等関係機関等と連携した防犯の観点による合同点検を隨時実施し、情報共有を図るとともに、防犯ボランティア団体や自治体等に対し改善を働き掛けるなど、ソフト面やハード面の両面から、環境面の整備・改善に向けた取組を推進する。

特に、把握した危険箇所のほか、集団登校の集合場所やスクールバスの停留所等、登下校の際に子供が集まる可能性のある場所に対しては、登下校時間帯における警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。また、防犯ボランティア団体等、地域住民による見守り活動についても、危険箇所等への重点的な配置を助言するなど、関係団体との連携にも配意する。

さらに、登下校時の通学路等において地域住民が実施する見守り活動の対策については、合同活動等の機会を通じて、警戒の隙間が生じていないか、不測の事態に対応できる体制であるかなどを確認し、人員、配置場所に加え、子供のみならず周囲にも気を配ることなど、活動時の参考となる指導を積極的に行う。

オ 子供を見守る協力体制の充実

「子供110番の家・車」に委嘱された者等に対する実践的な指導等を実施するとともに、通学路周辺の住民のほか、タクシー事業者、宅配事業者等の運送事業者による防犯CSR活動としての「ながら見守り」等の推進に努めるなど、登下校時をはじめとする地域における子供の見守り体制の充実に努める。

(3) 防犯教育の推進

ア 地域、職域、学校等を単位とした防犯教室の実施

地域、職域、学校等を単位とし、子供や女性が路上等において被害に遭った場合又は遭いそうになった場合の対応方法や防犯ブザー等の防犯機器の活用方法、子供110番の家の利用方法、護身術等の防犯教室を実施する。また、教育委員会や学校等の関係機関・団体と連携し、学校等におけるイベント等様々な機会を捉え、SNS等の安易な利用を通じて児童買春や児童ポルノ等の犯罪被害に遭うことの危険性や、いわゆる「JKビジネス」の被害を防止するための着眼点や被害事例等について、児童・生徒やその保護者等に対する防犯教育や広報啓発を実施する。

学校等における取組の推進に当たっては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）の「学校等における教育や啓発の内容の充実」に掲げられている取組事例を参考とする。

イ 実践的な防犯教育の実施

自治体、事業者、防犯協会、学校等と連携し、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期的対応訓練など、危険を予測・回避する能力を身に付けさせるための実践的な防犯教育を実施する。また、子供110番の家の所在地や通学路、危険箇所等を子供、保護者、地域住民参加のもと、フィールドワーク等により確認させる。

ウ 防犯教室への参加促進

地域、職域、家庭ぐるみでの防犯活動を促進するため、保護者、地域住民、事業者等に対し、警察、自治体、防犯協会等が開催する防犯教室への参加を促す。

(4) 広報の実施

ア 実施状況等の広報

防犯パトロールや子供の見守り活動、防犯訓練、防犯教室等の実施状況等を広報する。特に、地域住民、防犯ボランティア団体等が主導的に取り組む活動は、積極的に取り上げて広報し、地域住民主導による防犯活動の活性化を図る。

イ 家庭や職場における防犯対策の呼び掛け

自治体、事業者、学校等と連携した実践型な防犯教育の内容を広報するとともに、家庭や職場等においても、子どもと女性を犯罪から守るためにの取組を行う必要性があることを呼び掛ける。

2 特殊詐欺の被害防止

(1) 効果的な防犯指導・広報啓発の推進

ア 幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動等の展開

特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者だけでなく、その子や孫世代への働き掛けも強化し、家族の絆を強めて、家族間で平素から連絡を取り合うことで被害を防止していくこくという社会的気運の醸成等を目指し、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、「ストップ・オレオレ詐欺4.7～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称：SOS4.7）による広報啓発活動の展開をはじめ、あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等による注意喚起、高齢者と接する機会の多い団体、事業者等による注意喚起及び子供や孫世代を対象とした職場や学校における防犯指導や広報啓発を推進する。

イ 犯人からの電話を直接受けないための広報啓発の推進

犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することや、迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性について、広報啓発を推進する。

ウ 防犯ボランティア団体等による防犯活動への支援

防犯ボランティア団体、自治会、事業者等が、特殊詐欺被害防止のために行う各種防犯活動について、SOS4.7が被害防止方法等を紹介する広報啓発動画に関する情報を提供するなどして積極的に支援し、地域ぐるみで特殊詐欺の被害防止に取り組む気運を高める。

(2) 情報収集及び情報発信

ア 情報収集

地域住民や事業者等に対し、特殊詐欺に係る相談、通報等を促し、関係機関とも十分な意思疎通を図り、管内の被害実態及び被害発生の予兆の把握に努める。

イ 情報発信

入手した情報は、金融機関や自治体等の関係機関・団体と共有を図るとともに、電子メールやソーシャルメディア、FAX、ミニ広報紙等により、広く地域住民に対して、タイムリーに情報発信すると同時に、SOS4.7を起用した広報啓発用動

画等を活用した広報啓発を展開することにより、被害の未然防止を図る。

(3) 関係事業者等との連携による予防活動の強化

ア 金融機関等と連携した予防活動の強化

金融機関との連携を更に深め、自主的な警戒、声掛けの強化、警察への通報や高齢者のA T M利用限度額を低くする取組が推進されるよう一層働き掛ける。また、郵便・宅配事業者、コンビニエンスストアと連携し、宅配便の荷受け時の声掛け、電子マネー購入希望者や収納代行利用者への注意喚起を強化する。

イ 金融機関等の職域防犯団体と連携した賞揚等の励行

金融機関等の職域防犯団体と連携し、特殊詐欺の被害の未然防止に功績のあった個人及び団体を積極的に表彰するなど、被害防止に向けた気運の醸成を図る。

※ 別記様式省略